（年金払渡方法等の変更の届出）

第二十一条　老齢基礎年金の受給権者は、年金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・一の二　（略）

二　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　第十六条第一項第八号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

三　（略）

2・3　（略）

（未支給年金の請求）

第二十五条　法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

一～五　（略）

六　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　第十六条第一項第八号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3　（略）

（裁定の請求）

第三十一条　法第十六条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～十　（略）

十一　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　第十六条第一項第八号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2～9　（略）

（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～十一　（略）

十二　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　第十六条第一項第八号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2～7　（略）

（年金払渡方法等の変更の届出）

第二十一条　老齢基礎年金の受給権者は、年金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・一の二　（略）

二　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

三　（略）

2・3　（略）

（未支給年金の請求）

第二十五条　法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

一～五　（略）

六　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

2・3　（略）

（裁定の請求）

第三十一条　法第十六条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～十　（略）

十一　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

2～9　（略）

（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～十一　（略）

十二　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

2～7　（略）